

# 関東地方整備局管内 工事事故事例 【平成30年度8月期】



関東地方整備局  
企画部 技術調査課

## ■工事事故発生状況

平成30年8月期(8/1～31)までに、関東地方整備局発注工事において**8件**の工事事故が発生。

|        | 8月発生件数 | 累計件数 |
|--------|--------|------|
| 平成30年度 | 8 件    | 23 件 |
| 平成29年度 | 6 件    | 25 件 |

本資料においては、発生した事故の一部の事例について、発生事象や発生原因、本来とるべきと考えられた行動、事故を受けて立案された再発防止策等を紹介しています。

# 平成30年8月期 工事事故発生事例

## 【事事故事例①】 草刈り作業中の飛び石により、駐車車両の窓ガラスが破損

|      |      |       |           |      |    |
|------|------|-------|-----------|------|----|
| 工事種別 | 造園工事 | 事故発生日 | 平成30年8月3日 | 気象条件 | 晴れ |
|------|------|-------|-----------|------|----|

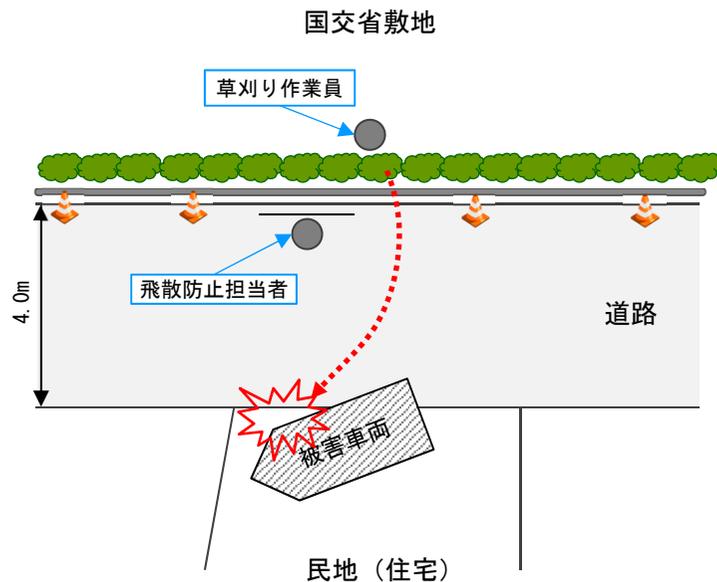
### ■事故概要

公衆損害 - 第三者車両に対する損害

- ・ 肩掛け式除草機械を使用して国交省施設の敷地境界付近の除草作業を行っていた。
- ・ 草刈り作業員と飛散防止担当者の2名体制で作業を行っていたが、飛散防止担当者が草刈り機よりも先行して進んでしまったため、飛び石が民地方向に飛散したとみられ、沿道民家に駐車されていた車両の窓ガラスが破損した。

### ■事故発生状況

平面配置図



事故発生状況



# 平成30年8月期 工事事故発生事例

## 【事故事例①】 草刈り作業中の飛び石により、駐車車両の窓ガラスが破損

### 発生要因

#### ○作業員同士の連携ミス

肩掛け式草刈り機の作業員と飛散防止ネット担当者の呼吸が合わず、飛散防止ネットが飛散防止範囲をカバー出来ていない状態で作業を行った。

#### ◆本来ならば・・・

- ・飛散防止ネットの担当者は、草刈り作業の進行を確認しながら連動し、飛散防止措置を行うべきであった。

### 再発防止策

#### ○作業員への再教育

各作業員に担当作業の意味と目的を理解するよう再教育を行い、担当作業の危険を十分に確認してから作業を行うよう周知徹底する。

#### ○飛散防止の強化

従来使用していた飛散防止ネットより大きいネットを使用するほか、設置可能な場所には全面的に養生ネットフェンスを敷設し、肩掛け式草刈り機も飛散しにくい機械に変更することで飛散防止措置を強化する。

# 平成30年8月期 工事事故発生事例

## 【事事故例②】 バックホウによる荷吊り作業中に架空線を損傷

|      |        |       |           |      |    |
|------|--------|-------|-----------|------|----|
| 工事種別 | As舗装工事 | 事故発生日 | 平成30年8月8日 | 気象条件 | 曇り |
|------|--------|-------|-----------|------|----|

### ■事故概要

公衆損害 - 架空線損傷

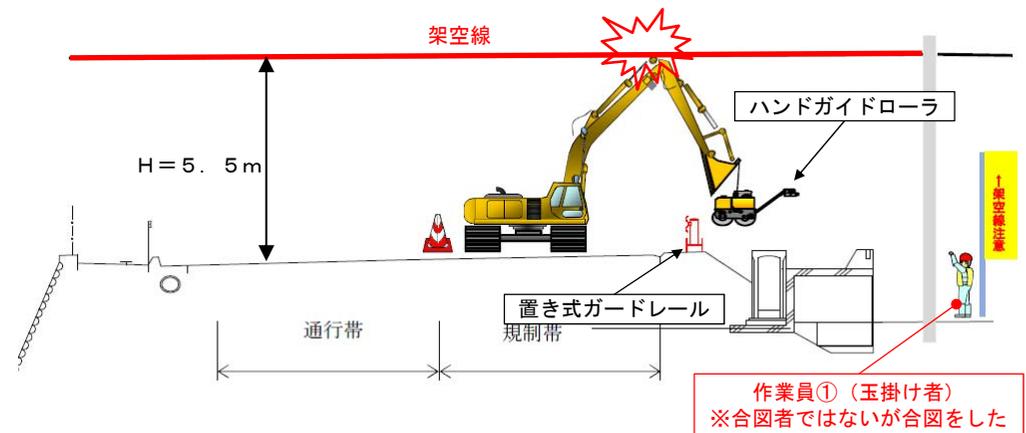
- ・ 拡幅部の路床盛土部において、ハンドガイドローラによる転圧作業を行っていた
- ・ 先行して作業を行っていた盛土範囲の転圧が完了し、次の盛土施工箇所での転圧作業に移行するため、使用していたハンドガイドローラを移動しようとした
- ・ クレーン機能付きバックホウでハンドガイドローラを吊り上げ旋回したところ架空線に接触し、損傷した
- ・ 本来の重機合図者である職長が次の作業確認のためその場を離れていたが、ハンドガイドローラの移動は単純作業であると判断し、玉掛け作業員が合図者となり作業を行っていた。  
(被害：自治体管理の有線放送ケーブル)

### ■事故発生状況

平面配置図



事故発生状況



- ・ 本来の合図者である職長が不在の状態での玉掛け作業員が合図を行い吊り作業を開始
- ・ オペレーターは架空線の存在を失念しており、合図者の誘導のみに頼って作業を行ったが、玉掛け作業員は置き式ガードレールに気を取られていた

# 平成30年8月期 工事事故発生事例

## 【事故事例②】 バックホウによる荷吊り作業中に架空線を損傷

### 発生要因

#### ○架空線に対する意識欠如

架空線から離れた場所でも十分な揚重作業スペースがあったにも関わらず、接触の危険がある範囲で揚重作業を行った。

#### ○不明確な注意喚起措置

作業の進捗により現場状況が変化する中で、注意喚起旗の設置位置の見直しなど、適切な注意喚起措置が行われておらず、オペレーターが架空線を見落としやすい状態であった。

#### ○役割分担の遵守不足

職長を合図者として役割分担していたが、簡易な作業であると判断し、別な作業員が合図を行った。

#### ◆本来ならば・・・

- ・ 架空線と接触の危険がある範囲での揚重作業は避け、やむを得ず架空線に近接して揚重作業を行う場合は適切な合図・監視、防護措置のもと作業を行うべきであった

↳ 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第2節 架空線等上空施設一般

### 再発防止策

#### ○役割分担の遵守徹底

各作業員に自身の役割を再度認識させ、単純作業であっても遵守するよう周知徹底する。また、重機オペレーターは合図者の吊り上げ・旋回・停止の合図に確実に従い、重機の操作を行うよう徹底する。

#### ○架空線に対する意識高揚

オペレーターは元請と共に架空線直下に注意喚起旗を設置するほか、日々の作業開始前に作業関係者が合同で架空線の位置を確認することで、架空線に対する意識を高める。

#### ○追加対策

注意喚起旗の設置に加え、新たに防護カバーを追加措置する。また、資材置き場の出入り口に高さ制限ゲート及び注意喚起看板を設置することで架空線事故防止への意識向上を図る。

# 平成30年8月期 工事事故発生事例

## 【事故事例③】 舗装版切断作業中に情報ボックスの管路を切断

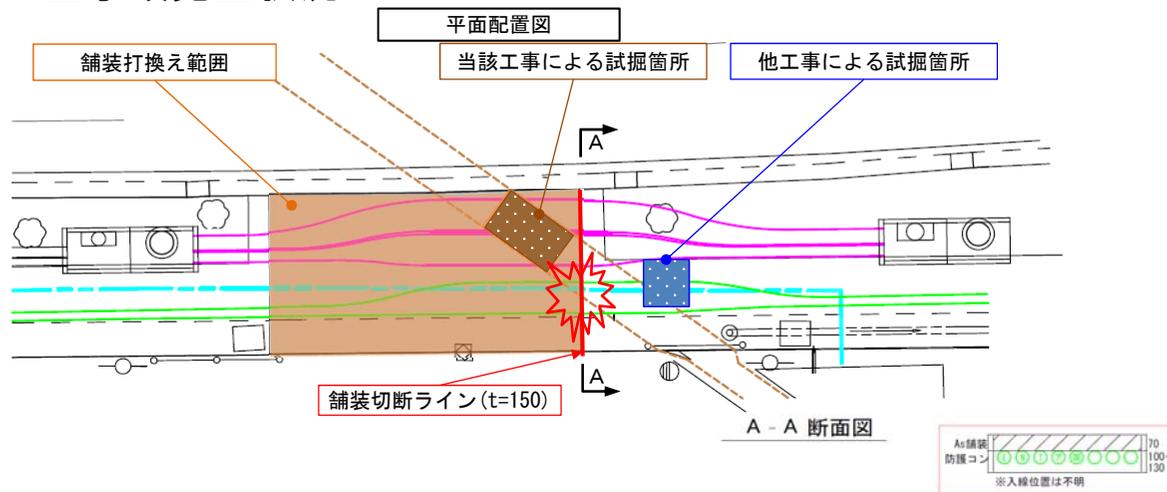
|      |        |       |            |      |    |
|------|--------|-------|------------|------|----|
| 工事種別 | As舗装工事 | 事故発生日 | 平成30年8月30日 | 気象条件 | 晴れ |
|------|--------|-------|------------|------|----|

### ■事故概要

公衆損害 - 地下埋設物件損傷

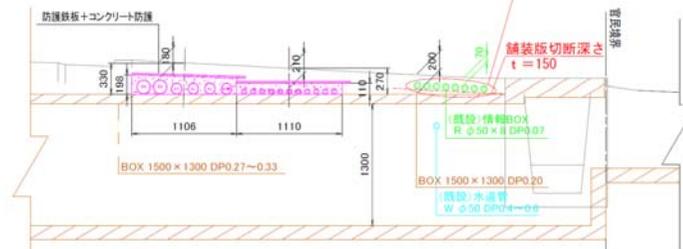
- ・ 電線共同溝敷設後の舗装復旧を行うため、歩道切り下げ部で舗装版切断作業を行っていた
- ・ 事故発生箇所には横断的に水路が敷設されていることから、埋設物が浅い位置に敷設されていることが事前に発覚していたが、作業当日、現場代理人が埋設物を失念し、通常の舗装切断深さと同様の深さで指示した
- ・ 作業の途中に国交省管理の情報設備に異常が確認されたことから、当該工事による切断が疑われ、現地を確認したところ、情報ボックス管路8条及び収容ケーブルが切断されていた  
(被害：国交省管理ケーブル及び収容企業5者の通信ケーブルの切断)

### ■事故発生状況



#### 【埋設物凡例】

- 電線共同溝 (新設)
- 水道管 (既設)
- 情報ボックス管路 (既設)  
※被災物件
- 横断水路BOX (既設)



事故発生状況



# 平成30年8月期 工事事故発生事例

## 【事故事例③】 舗装版切断作業中に情報ボックスの管路を切断

### 発生要因

#### ○施工計画書・作業手順書記載事項の遵守不足

切断した情報ボックス管路は、他工事による試掘情報を元に浅層埋設であることを事前に把握していたにも関わらず、作業前には失念していたため、現地で詳細を確認しないまま埋設物の深さに配慮しない切断深さを指示した。

また、作業手順書においては、「埋設物の位置を明示する」とされていたが、当該埋設物は明示されていなかった。

#### ◆本来ならば・・・

- ・事前調査の結果に基づき、埋設図面と施工図面を照合し、施工箇所付近の埋設物は現地にマーキングするなど明示を確実に行ったうえで、埋設物の状況に応じた作業手順（切断深さ等）を指示すべきであった。

↳ 関係法令等：土木工事安全施工技術指針 第3章 第1節 地下埋設物一般  
建設工事公衆災害防止対策要綱 第5章 埋設物

### 再発防止策

#### ○切断位置の明示

舗装切断作業に際しては、事前に切断箇所を決定し現地に位置出しを行うことで、埋設物との危険ポイントを確認する。

#### ○埋設物の明示

全施工区間の埋設状況を舗装上にスプレーマーキングし、工事関係者が目視確認できる状態とすることで、埋設物の失念を防止する。

#### ○工事関係者による現地確認の実施

現地K Y時に施工図と埋設図の合わせ図を使用して、全員で埋設物の有無を確認することで埋設物に対する注意喚起を行う。